

目 標 年 度

令 和 12 年 度

香 川 県 果 樹 農 業 振 興 計 画

令 和 3 年 10 月

香 川 県

目次

I 果樹農業の振興に関する方針	1
1 生産基盤の強化の推進	
2 担い手の育成・確保	
3 リスクへの備え	
4 流通・販売対策	
II 果樹農業振興計画の対象果樹と振興方針	6
1 品目区分および推進品種(表1)	
2 各品目における振興方針(表2)	
3 各品目の栽培面積と生産目標(表3)	
4 ブランド品種における生産振興目標(表4)	
III 地域の自然的・経済的条件に応じた果樹園経営の指標	10
1 経営類型別営農モデル(個別経営体)(表5)	
2 経営類型別営農モデル(新規就農者)(表6)	
IV 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項	12
V 果実の流通および加工の合理化に関する基本的な事項	13
1 果実の流通・販売体制に関する基本方針	
果実の用途別出荷量の見通し(表7)	
選果施設の整備(表8)	
2 果実の加工品開発に関する基本方針	
VI その他必要な事項	17
1 食の安全・安心に関する取組みの推進	
2 バイオマスの活用	
3 その他	
(参考資料)	18

I 果樹農業の振興に関する方針

本県の果樹農業は、温暖な気候や自然災害が少ないなどの恵まれた立地条件のもとで、瀬戸内海の沿岸部や島しょ部でうんしゅうみかん等のかんきつ類が、内陸部ではもも、ぶどう、かき、キウイフルーツ等の落葉果樹が栽培され、地域の特性を生かした多彩な産地が形成されている。また、近年は、特産のオリーブの生産拡大も図られている。

主要な果樹の栽培面積は、平成 30 年度で 2,233ha と全耕地面積の約8%、畑地面積の46%を占めている。果実産出額は、平成 30 年度で農業産出額の8%となる約 64 億円と近年は漸増傾向にある。

このようななかで、本県の果樹生産は、生産者の高齢化などにより、栽培面積は、5年間で229haの減少となっており、これに伴い生産量も減少している。さらに、燃油や資材費の高騰に加え、果実の需要量も年々減少しており、果樹農業者の生産意欲の減退や生産基盤の脆弱化を招いている。

一方、本県においては、「小原紅早生」、「さぬきゴールド」などのオリジナル品種や「シャインマスカット」など、「さぬき讚フルーツ」の認証を得た高品質な果実については、市場評価の向上によりブランド化が進んでいる。こうした県オリジナル品種を中心とした優良品種への転換は、着実に進んでおり、果樹全体での生産面積が減少する状況においても、果樹の産出額の増加をもたらしている。

このように「さぬき讚フルーツ」の生産拡大による高品質果実の生産増強は、本県果樹の付加価値を一層高め、需要の拡大に応じた単価の上昇は、生産意欲の向上につながり、生産・流通消費の好循環を生みつつある。

人口減少が本格化する社会にあっても、高品質で、健康指向を満たす機能性の高い果実の需要は、今後も拡大が見込まれる一方、急速に進む生産力の減退により、需要に応じられない事態を招くことが懸念される。このため、これまでの供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から転じて、市場の動向を踏まえつつ、消費者ニーズに対応した、マーケットインの発想を取り入れ、生産基盤を強化し、供給力を回復するための施策を展開していくこととし、「さぬき讚フルーツ」を中心とした重点品目の生産・需要の拡大に向けた取組みを一層推進する。

これと同時に、大規模気象災害や新型コロナウイルス感染症の拡大など、不測の事態による経済活動への影響についても、状況を的確に把握し、流通、販売対策を講じていく。

本計画は、国の「果樹農業振興基本方針」(令和2年4月30日公表)および「香川県農業・農村基本計画」(令和3年策定)に即し、本県果樹農業の持続的発展に向け、生産基盤の強化やブランド化の推進、担い手の育成・確保、輸出に向けた取組みを基本とした施策を展開するものとする。

1 生産基盤の強化の推進

(1) 県オリジナル品種の栽培技術や貯蔵・流通技術の開発・普及

県オリジナル品種を中心とした「さぬき讚フルーツ」については、適正な制度の運用と、果樹生産者が有する緻密で高度な栽培技術によりもたらされる品質の高さから、消費者の高い評価を得ており、市場からは生産拡大が強く求められている。

このため、「さぬき讚フルーツ」については、高品質を維持しつつ、需要に応じた生産拡大を推進するため、適地適作を基本とし、必要な機械施設の整備の支援や栽培技術の開発・普及に取り組むとともに、優良園地の円滑な継承を促進する。

また、本県では、「小原紅早生」や「さぬきゴールド」など、特色あるオリジナル新品種を育成してきたところであるが、今後、産学官が連携した取組みをより一層推進することで、効率的かつ迅速な新品種の育成や新技術の開発に努める。

情報機器を活用したかんきつの高品質化に向けたスマート農業をはじめとする先進的技術についても、実証試験が進められているところであり、これらの技術を活用した省力化や栽培技術の継承に向けた研究・開発・普及を行うとともに、それらの技術の導入に適した植栽環境や樹形についても研究を進め、生産基盤の強化を図る。

また、今後の消費拡大が見込まれる品目や品種について関係機関や団体と連携した試験栽培を円滑に実施し、産地形成に向けた検討を行う。

(2) 優良品目・品種への転換の一層の推進と園地の基盤整備の実施

本県果樹産地の持続的発展を図るためには、各果樹の品目や品種に応じた適地適作を基本に、優良品種への新植や改植、園地の改良、園内道整備などの小規模土地基盤整備のほか、立地条件に即した高性能な農業機械・施設の導入を一体的に整備し、優れた品質と高い生産性を有する優良園地の拡大により、生産基盤の強化を図る。

特に、かんきつ類、もも、ぶどう、かき等の広域生産団地を形成する品目について、各果樹産地協議会で策定する産地計画に基づき、作業性の高い園地の整備や高品質栽培に必要な管理機械・施設の導入を推進する。

(3) 合理的な生産出荷体制の強化

香川県農業協同組合は県下統一の広域農協であり、そのメリットを生かして、将来計画に沿った長期的な販売を実現するため、各果樹産地協議会との十分な協議を踏まえ、各産地の実情に応じた集出荷施設を再編整備する。

(4) 優良種苗の安定供給体制の確立

本県のオリジナル品種を含む優良品種への転換や生産拡大を図るためには、優良種苗を円滑に供給する体制の構築が重要である。

このため、県園芸総合センターの原母樹園において、県オリジナル品種を中心とした品種の保存に努めるとともに、ウイルスフリーの穂木を含め、優良種苗の生産・供給体制の整備に努める。

2 担い手の育成・確保

(1) 優良園地の継承に向けた取組みの推進

果樹農業では、樹体を含めた園地と経営の継承をセットで進めていくことが重要であり、新規就農者や後継者など、新たな担い手が継承するため、優良品目・品種が植栽された優良園地を、未収益期間を経ることなく確保できる工夫が必要である。そのためにも、各果樹産地協議会を中心とした「産地内」での十分な話し合いのもとに、樹体を含めた園地の集積・集約を見据えた担い手への円滑な継承を進める。

一方、新たに果樹農業に取り組むためには、整枝・せん定をはじめ、高品質果実を生産するための栽培管理の専門知識や技術の習得が必要であり、このことが、新規参入の妨げとなっている。そのため、果樹農業の新たな担い手を育成・確保していくためには、こうした技術を就農者が段階的に着実に習得していくことのできる仕組みを構築する必要があり、各産地協議会を中心とした産地内での支援体制を整備する。また、スマート農業などの先進技術により開発された支援システムを有効に活用し、技術面についても円滑な継承が行われるよう支援していく。

(2) 未収益期間の支援や農地機構との連携

離農や規模を縮小する果樹生産者の優良園地については、産地の担い手や農業団体、さらには農地機構などと連携し、産地内での流動化や農外企業の参入促進など、産地の維持・活性化につながる幅広い取組みを推進する。

一方で、離農などにより生じる条件の不良な園地については、廃園も視野に入れた園地の整理を検討する。条件整備により改善される園地については、農地機構と連携して園地改良の事業などを積極的に活用し、園地の流動化を推進する。

また、経営規模の拡大を目指す意欲ある担い手に園地集積が実施される際には、優良品目・品種の改植の支援に加え、未収益期間に対する支援を行うとともに、農地機構との連携や農作業支援システムの活用などにより早期の経営安定を推進する。

特に果樹に特有の未収益期間については、補助事業による直接的な支援だけでなく、野菜や水稲等との複合経営も選択肢に入れ、担い手の育成を図る。

(3) 就農支援制度の活用

果樹産地では、認定農業者や農業生産法人などの担い手が多様な経営を展開しており、今後、こうした担い手が産地の核となって生産拡大や経営安定が図れるよう支援する。

また、果樹栽培の新たな担い手を確保するため、関係機関・団体との連携のもと、県農業大学校との連携を強化するほか、香川県農業協同組合の「農業インターン制度」による新規参入者や定年退職者の就農を支援するとともに、各産地における後継者に対するきめ細かな講習会を実施する。

特に、果樹経営においては、技術の習得に時間を要するため、新規参入が難しいことから、ノウハウを学んだ後も自立するまでの間、里親がフォローできる「のれん分け就農」や技術習得のレベルに応じ、自立できるまで一貫したサポート体制を整備するなどにより、早期に確実な経営確立ができるよう支援する。

3 リスクへの備え

(1) 鳥獣被害、地球温暖化、病害虫対策の一層の強化

果樹生産では、イノシシやカラスなどの鳥獣害・キウイフルーツかいよう病Psa3やビロキジラミ等の新たな病害虫や、異常気象などにより助長される病害虫被害が生産意欲の減退を招き、廃園や耕作放棄につながることから、地域ぐるみによる着実な対策を推進するとともに、国や関係団体と連携し、被害防止対策の徹底を図る。

また、地球温暖化が進行するなか、高温や多雨などの影響で、うんしゅうみかんの浮き皮、ぶどうの着色障害等が深刻化していることから、それら生理障害の発生を軽減するための薬剤の適切な利用や障害を回避するための作型の導入などの技術開発を推進するとともに、温暖化の影響を受けにくい品目・品種の育成や導入を検討する。

(2) 災害などによる経営リスクの軽減

西日本豪雨や、新型コロナウイルス感染症の広がりによる市場動向の急変を経験し、不測の事態における経営維持のための備えの重要性が強く認識されたところである。

このため、果樹生産者の経営安定を図るために、セーフティネット対策として整備されている、果樹共済や収入保険の加入を推進する。

4 流通・販売対策

(1) 労働集約的経営のメリットを生かしたブランド化

本県果樹生産者が有する「袋掛け栽培」などの細やかな栽培技術や、「早期加温栽培」、「精密な水分管理栽培」などの高度で労働集約的な栽培技術は、家族経営の基幹であるとともに、高品質果実の生産によるブランド化を支えている。こうした、労働集約性の高い品目・品種の導入や栽培方法による高品質化・高付加価値化に向けた取組みを支援し、なお一層のブランド化を推進する。

また、多様な流通形態に対応するため、果実の品質や出荷形態を見直すなど、流通業者、販売業者等との連携のもと消費者ニーズに即した販路拡大に努めるとともに、実需者と連携したPR活動、各種広告媒体を活用した普及・宣伝を実施する。

(2) 表示制度などを活用したブランド化

県オリジナルキウイフルーツ「さぬきゴールド」におけるビタミンC・Eや、「小原紅早生」におけるβ-クリプトキサンチンに引き続き、本県オリジナル品種の栄養成分や機能性成分の分析・評価を実施して特長を把握し、機能性表示食品制度を活用した消費拡大を促進する。

また、地理的表示保護制度(GI登録)については、平成29年に登録された「香川小原紅早生みかん」の積極的なPRに努め、一層のブランド力の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携し、これに続く登録品目を検討する。

(3)「さぬき讚フルーツ」の需要拡大への取組み

本県オリジナル品種を中心とした品目について、県が認定した果樹生産者が栽培し、糖度など一定の品質基準を満たしたものを「さぬき讚フルーツ」として推奨しブランド化を図っている。

「さぬき讚フルーツ」の認知度向上と需要拡大を図るため、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信に加え、県内外の重点取引市場においてPR活動を展開するとともに、「さぬき讚サンはなやか(花野果)大使」による県内量販店でのプロモーション活動などの取組みを行う。

また、さぬき讚フルーツの積極的な販売と消費者へのPRを行う「さぬき讚フルーツマスターショップ」の登録を拡大して、販売促進に努める。

さらに、小中高等学校における出前講座での「さぬき讚フルーツ」やオリジナル品種の紹介のほか、親子を対象とした果実の収穫体験や学校給食への提供など、県産果実や県内産地に対する理解や関心を高める食育活動を推進し、果実の栄養価や機能性の積極的な情報提供を行い、需要拡大に取り組む。

(4)輸出に対応した生産の支援

少子高齢化の進展により人口減少局面にあるなか、国内市場の規模縮小が懸念されており、高品質な県産果実の新たな市場として、海外の富裕層をターゲットとした輸出が有望視されている。

これら輸出にあたっては、輸出相手国のニーズ(GAP取得やハラール認証など)を把握するとともに、相手国の検疫条件や残留農薬基準をクリアする必要があるが、近年は、条件や基準が目まぐるしく変更されているのが実情である。そのため最新の情報収集を行うとともに、これに対応した防除暦を作成し、輸出に取り組む生産者を支援する。

(5)ウイズコロナの社会に対応した市場・販路開拓

ウイズコロナの社会に対応した、ライフスタイルの変容により、果実の市場動向も大きく変化しつつある。このような状況のもと、安定した果樹経営の維持を図るため、大消費地のみならず、輸送面でのリスクが小さい地産地消を含めた近距離圏内市場向けの販路の開拓・確保についても柔軟に対応できる体制を整備する。

また、インターネットを活用した、消費需要に即した販売方法への取組みについても積極的に推進する。

Ⅱ 果樹農業振興計画の対象果樹と振興方針

生産基盤の強化推進を図るための推進品目、振興方針は下記の通りとし、品目ごとの目標面積を定める。

表1 品目区分および推進品種

区分	品目	品 種 名	
主 要 品 目	かんきつ類	うんしゅう みかん	ゆら早生、小原紅早生、石地、寿太郎温州、青島温州
		中晩柑	不知火、せとか
	ぶどう	シャインマスカット、ピオーネ(県選抜優良系統)	
	もも	日川白鳳、あかつき、なつおとめ	
	キウイフルーツ	香緑、さぬきゴールド、さぬきエンジェルスイート、さぬきキウイっこ®、さぬき花粉力(雄木)	
	オリーブ	ミッション、ルッカ、マンザニロ、ネバティロブランコ、香オリ3号、香オリ5号	
政 令 品 目	かき	早秋、太秋、富有	
	なし	幸水、豊水、あきづき	
	びわ	茂木、田中、なつたより	

※ その他:各産地が策定する果樹産地構造改革計画に明記した品目および推進品種。

表2 各品目における振興方針

区分	品目	短期的方針(R7目標)	長期的方針(R12目標)
主要品目	かんきつ類	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休施設の有効利用(雨除けなど) ・小原紅早生優良系統の探索 ・推進品種などへの改植 ・推進品種の高品質・安定生産技術の確立 ・高品質化を目的としたマルチ栽培やマルドリ施肥栽培の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト・高品質栽培の推進 ・推進品種などへの改植 ・集出荷施設の機能強化 ・ブランド品種候補の育成
	ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ・シャインマスカットなど推進品種への改植 ・加温作型における安定生産技術の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種などへの改植
	もも	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種などへの改植 ・園地継承による新たな産地づくり ・品種構成の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種などへの改植 ・地産地消への取組みの強化
	キウイフルーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・県育成品種の面積拡大 ・県育成品種の販売体制強化 ・栄養機能食品表示等を活用した販路開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・県育成品種の面積拡大 ・集出荷施設の機能強化 ・平坦園への適地拡大に向けた技術確立 ・ブランド品種候補の育成
	オリーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・生産面積の拡大 ・加工処理施設の整備 ・新たな加工品開発による需要の拡大とブランド化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性成分に注目した新商品の開発 ・国産オリーブの消費拡大の推進
政令品目	かき	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種への改植 ・他品目との複合経営の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・園地の流動化の促進 ・省力低コスト栽培の検討
	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョイント栽培の推進 ・生産技術の継承による生産拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種などへの改植 ・地産地消への取組みの強化
	びわ	<ul style="list-style-type: none"> ・推進品種などへの改植 ・省力・安定生産技術の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・省力・安定生産技術の普及
品目共通	<ul style="list-style-type: none"> ・他産業からの新たな担い手の確保、担い手への園地集積、作業支援体制の構築 ・優良品種・系統の継続的な探索 ・関係機関・団体と連携した自然災害時の迅速な対応 ・環境に配慮した果樹生産の推進 ・食の安全・安心の推進(適正な食品表示の徹底とトレーサビリティの推進) ・「さめき讚フルーツ」などブランド産品への誘導 ・産直販売など地産地消や近距離圏への出荷による流通コストの低減 ・海外輸出などによる販路拡大の推進 ・機能性成分表示、食育や産地交流による需要拡大 ・実需者ニーズに基づく果樹産地構造改革計画の見直しと着実な実行 ・プロジェクト活動を通じた重点課題の早期解決 		

表3 各品目の栽培面積と生産目標

(単位:ha、kg/10a、t、%)

作目(種類)	現況(平成30年) ^{※1}			目標(令和7年) ^{※2}			目標(令和12年)			現況対比(R12年/H30年)		
	栽培面積	単収	生産量	栽培面積	単収	生産量	栽培面積	単収	生産量	栽培面積	単収	生産量
うんしゅうみかん	1,120	1,200	12,600	1,016	1,350	12,861	940	1,518	13,386	84	127	106
ぶどう	186	747	1,300	156	791	1,158	136	838	1,066	73	112	82
もも	200	655	1,120	160	803	1,097	132	986	1,112	66	151	99
キウイフルーツ	60	935	524	63	942	593	73	1,070	781	122	114	149
オリーブ ^{※3}	212		420			600						143
かき	185	692	1,200	148	790	1,099	143	901	1,211	77	130	101
なし	39	1,330	492	35	1,462	479	32	1,608	514	82	121	104
びわ	73	314	226	61	315	192	51	315	160	70	100	71
合計	2,075	—	17,882	1,633	—	17,433	1,507	—	18,230	73	—	102

※1 栽培面積は、耕地及び作付面積統計(農林水産省)、単収及び生産量は、作況調査(農林水産省)による。オリーブは、特産果樹生産動態等調査(農林水産省)による。

※2 香川県農業・農村基本計画の生産努力目標の基礎データより引用。オリーブは同計画のKPIを引用。

※3 オリーブの令和12年目標値は未設定。現況対比はR7年/H30年で算出。

表4 ブランド品種における生産振興目標

(単位:ha、t、%)

品目	品種名等	現況(平成30年) ^{※1}		目標(令和7年)		目標(令和12年)		現況対比 (R12年/H30年)	
		栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量
うんしゅうみかん	小原紅早生	91	196	103	258	122	305	134	156
中晩かん	不知火 ^{※2}	2	10	3	11	3	12	150	120
ぶどう	シャインマスカット	18	41	23	55	28	67	156	163
	ピオーネ	106	117	100	110	96	106	91	91
もも	白鳳・白桃系 ^{※3}	137	135	132	132	128	128	93	95
キウイフルーツ	香緑	29	131	31	139	31	176	107	134
	さぬきゴールド	12	85	18	127	23	161	192	189
	さぬきキウイっご [®]	8	20	8	21	13	33	163	165
	さぬきエンジェル スイート(香粋含む)	5	16	6	17	6	18	120	113
なし	幸水・豊水	31	230	31	223	27	194	87	84
びわ	なつたより	3	6	5	11	5	10	167	167

※1 現況(平成30年産)は、特産果樹動態等調査(農林水産省)および県調べ。

※2 「不知火」については、施設栽培の面積を示す。

※3 「もも」については、白鳳・白桃系のうち、県推進品種(日川白鳳、あかつき、なつおとめ)の合計値を示す。

Ⅲ 地域の自然的経済的条件に応じた果樹園経営の指標

効率的かつ安定的な果樹経営のめざすべき指標として、現に県内で展開している経営事例を踏まえ、個別経営体と新規就農者の経営類型別営農モデルを表5、表6に示す。

これらの営農モデルは、標準的な家族経営を想定し、県下全域において展開している多様な経営類型の中から、特に本県で推進すべき品目の将来めざすべきモデルを示したものである。

なお、実際の経営指導においては、地域の自然的経済的条件のみならず、農家ごとの経営環境の違いあるいは経営目標を達成できるものとする必要があることから、面談型経営支援システムなどを用いた農家ごとの果樹経営類型の構築を進めることとする。

労働力は現実性を重視し、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人を基準として農繁期に必要な応じパートによる雇用を含むものとする。

表5 経営類型別営農モデル(個別経営体)

No.	経営類型	経営規模 (ha)	経営概要(ha)	農業所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
1	みかん + 中晩柑 + びわ	2.3	露地みかん (ゆら早生) 0.5 (小原紅早生) 1.0 (青島温州) 0.5 露地中晩柑 (不知火) 0.2 びわ (茂木・田中) 0.1	427	(2,858) (5,216)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ灌水同時施肥栽培 ●「青島温州」隔年交互結実 【びわ】 ●「茂木」5a、「田中」5a
2	みかん + 中晩柑 + びわ	1.1	露地みかん (ゆら早生) 0.2 (小原紅早生) 0.5 露地中晩柑 (不知火) 0.2 びわ (茂木・田中) 0.1 (なつたより) 0.1	488	(2,392) (2,710)	【露地みかん】 ●「小原紅早生」マルチドリップ灌水同時施肥栽培 ●「小原紅早生」ブランド化による高単価販売 ●「不知火」ドリップ灌水同時施肥栽培 【びわ】 ●「茂木」5a、「田中」5a、「なつたより」10a
3	施設みかん + 施設中晩柑 【補助事業活用】	0.6	施設みかん (小原紅早生) 0.2 施設中晩柑 (不知火) 0.2 (せとか) 0.2	469	(1,918) (2,302)	●「小原紅早生」ハウス1/2補助、マルチドリップ灌水同時施肥栽培、11月末加温7月出荷 ●「不知火」ハウス1/2補助、無加温、マルチドリップ灌水同時施肥栽培 ●「せとか」無加温、マルチドリップ灌水同時施肥栽培
4	キウイフルーツ	0.8	キウイフルーツ (さぬきゴールド) 0.3 (香緑) 0.3 (さぬきキウイっこ®) 0.1 (さぬきエンジェルスイート) 0.1	436	(1,958) (2,230)	【キウイフルーツ】 ●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生育予測と園地区分
5	施設ぶどう + 露地ぶどう	0.4	施設ぶどう 1月加温 (シャインマスカット) 0.1 施設ぶどう 無加温 (シャインマスカット) 0.1 露地ぶどう (ピオーネ) 0.2	501	(1,609) (1,673)	【露地ぶどう】 ●トンネル栽培 ●ジベレリン1回処理
6	露地もも	1.5	露地もも (日川白鳳) 0.5 (あかつき) 0.5 (なつおとめ) 0.5	478	(2,236) (5,070)	【露地もも】 ●早生(日川白鳳) ●中生(あかつき、なつおとめ)

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(ha)	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)	前提条件
7	オリーブ	1.0	オリーブ (ミッション) 0.5 (ルッカ) 0.5	454	(2,202) (3,529)	【オリーブ】 ●専用品種(採油用:ミッション、ルッカ) ●自家採油

・1経営体当たり労働時間欄の上段は経営内労働力での年間労働時間、下段(全労働時間)は雇用を含む年間労働時間。

表6 経営類型別営農モデル(新規就農者)

No	経営 類型	経営規模	初期的資 本整備額	農業 所得 (万円)	1経営体当たり 労働時間 (全労働時間)	生産方式
1	施設ぶどう+ 露地ぶどう	[作付面積等] 施設ぶどう 無加温 (シャインマスカット) 10a 露地ぶどう (シャインマスカット) 10a [経営面積] 20a	20,997 千円	267	(1,070) (1,112)	【露地ぶどう】 ●トンネル栽培
2	露地みかん +施設中晩 柑+キウイ フルーツ 【補助事業活 用】	[作付面積等] 露地みかん (小原紅早生) 30a (青島温州) 20a 施設中晩柑 (不知火) 10a キウイフルーツ (さぬきゴールド) 20a [経営面積] 80a	21,597 千円	255	(1,838) (1,994)	【露地みかん】 ●小原紅早生:マルチドリップ灌水同時施肥 栽培、11月中旬から収穫 ●青島温州:露地栽培(隔年交互結実)、 ドリップ灌水施設導入 【施設中晩柑】 ●不知火(無加温栽培)、ハウス1/2補助、 マルチドリップ灌水同時施肥栽培導入 【キウイフルーツ】 ●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生育予測と 園地区分
3	キウイフルー ツ	[作付面積等] キウイフルーツ (さぬきゴールド) 30a (香緑) 10a (さぬきエンジェルスイート) 10a [経営面積] 50a	20,986 千円	230	(1,408) (1,459)	【キウイフルーツ】 ●一文字整枝、溶液授粉 ●非破壊糖度センサーによる生育予測と 園地区分
4	露地もも	[作付面積等] 露地もも (日川白鳳) 40a (あかつき) 30a (なつおとめ) 20a [経営面積] 90a	17,191 千円	204	(1,996) (3,042)	【露地もも】 ●有袋、非破壊式選果機利用

・1経営体当たり労働時間欄の上段は経営内労働力での年間労働時間、下段(全労働時間)は雇用を含む年間労働時間。

IV 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

果樹産地における生産基盤の整備については、各果樹産地協議会が作成する計画に基づき、意欲ある担い手が行う取組みに対し戦略的な支援を行う。また、産地が直面している高齢化の進展や労働力不足を解消するため、作業環境の改善と省力化・低コスト化を図ることとし、優良品目・品種への転換とあわせた傾斜の緩和や平坦地への移行、園内作業道の整備に努める。

また各果樹産地協議会を通じた農業委員会や農地機構との連携により、農地情報の共有化や効果的な情報提供を図り、継続的に生産を担う農業者への園地集積のみならず、荒廃の恐れがある園地の一時的な管理手法などの検討を含め、産地全体としての優良園地の総合的な利用や、オリーブやキウイフルーツなどを生産する企業の参入促進、産地の活性化のための幅広い取組みを推進し、一層の生産基盤の整備を図る。

○園地改造

急傾斜地など作業効率が劣る果樹園については、優良品種への改植とあわせて傾斜の緩和や、園内作業道を整備するほか、平坦地への移行を推進し、省力化・低コスト生産が可能な条件整備に努める。

また、水田転換園では、植栽前に事前調査を行い、あらかじめ停滞水による品質低下を回避するための客土、明・暗きよなどの効果的な排水対策を講じる。

○園内作業道

園地の再編整備における効率的な果樹経営を推進するため、計画的な改植とあわせて、基幹農道との連結や機械化を想定した園内作業道の整備に努め、担い手への優良園地の集積による流動化を一層促進する。

V 果実の流通および加工の合理化に関する基本的な事項

1 果実の流通・販売体制に関する基本方針

TPP11 協定及び日 EU・EPA 協定など、経済のグローバル化の進展は、生産資材などのコスト低減につながる一方で、安価な果実や果汁の輸入量の増加を助長し、既存の流通・販売体制に影響を与える恐れがある。

また、消費者ニーズの多様化と、相対取引を中心とした市場外流通が増加する中で、生産量が少ない本県産果実が他県に負けない優位性を確保するためには、消費者ニーズを的確にとらえ、これに即応したきめ細かな生産・販売体制の整備と品質管理体制の一層の強化とブランド化を図る必要がある。

○共販体制の強化

生産・販売体制を一層強化するためには、消費者ニーズに対応した高品質な果実を生産し、効果的な PR により有利販売を実施することが重要である。そのため、時期別、市場別に実需者ニーズに即した計画的な出荷に努めるとともに、産地間の品質格差の是正や契約取引による価格安定に加え、生産部会の統合再編の検討や効率的な指導販売体制への取組みを推進する。

○品質管理体制の強化

県下の主産地では、集出荷施設の整備や、共同出荷により有利販売が取り組まれているが、集出荷場の老朽化により再編整備が必要になっている。今後は、産地間・品目間で協調して高性能な選果機や予冷施設、追熟施設などへの機能強化と広域化による再編整備を図ることにより、市場等の要望に応える品質管理と出荷調整や出荷量の確保を可能とする体制を強化する。

○多様な流通・販売形態に応じた販売とブランド化の推進

市場流通を基幹としつつ、主たる実需者である量販店や地域に密着した産直施設など、多様な販売形態に対応するため、出荷規格や形態を見直すなど、流通業者、販売業者等との連携のもと効率的な流通・販売に努める。

特に高品質果実については、果実専門店や百貨店などの高いニーズに対応した生産・販売を行うことで、ブランド力の強化を図る。

また、定期的な消費・流通動向調査を行うとともに、東京など大消費地における販路拡大のため、アンテナショップ等を利用した試験販売や市場・流通関係者を産地へ招聘した商談会の開催や実需者と連携した PR 活動、各種広告媒体を活用した普及・宣伝を支援する。

2 果実の加工品開発に関する基本方針

県内の缶詰企業や隣県の果汁企業は、集出荷施設における規格外品などの生果販売に適さない果実の受け入れ先として重要であり、これら加工業者が生産する高品質な果実加工品は、生果の消費拡大や認知度向上にも効果的である。

また、健康指向に配慮した「機能性成分」に着目した果実加工品は、需要が堅調に推移しており、新需要の創出による原料果実供給のための新たな産地形成が期待されている。

このため、生果の市場への安定供給を確保しつつ、関係機関・団体との連携を強化し、これら加工品産業の支持・支援に努める。

一定規模の果樹生産者や法人、特にオリーブにおいては、6次産業化による農業所得の向上や労働力分散を目指した、先進的な果樹経営モデルが誕生しており、これらの経営拡大や発展を促進するため、課題解決に向けたアドバイスや支援を行う。

さらに、本県オリジナル品種の魅力を一層強化するため、需要が見込まれる高品質な加工品や、生果の端境期を補填する加工品の開発を支援するとともに、機能性成分の分析評価や、機能性表示制度の活用による消費拡大を促進する。

表7 果実の用途別出荷量の見通し

項目 対象 果実の 種類	平成30年度					令和12年度				
	生産量	出荷量				生産量	出荷量			
		計	生食	加工	輸出		計	生食	加工	輸出
うんしゅう みかん	% (100) t 12,600	% (90) t 11,300	% (81) t 10,189	% (9) t 1,100	% (0) t 11	% (100) t 13,386	% (91) t 12,221	% (83) t 11,071	% (8) t 1,135	% (0) t 15
ぶどう	(100) 1,300	(88) 1,140	(83) 1,078	(5) 61	(0) 1	(100) 1,066	(91) 965	(86) 920	(4) 43	(0) 2
もも	(100) 1,120	(85) 953	(84) 939	(1) 12	(0) 2	(100) 1,112	(87) 964	(85) 942	(2) 18	(0) 4
キウイフルーツ	(100) 524	(83) 434	(81) 423	(2) 8	(1) 3	(100) 781	(90) 702	(86) 671	(4) 28	(0) 3
オリーブ※	(100) 420	(100) 420	(0) 0	(100) 420	(0) 0	/	/	/	/	/
かき	(100) 1,200	(78) 930	(78) 930	(0) 0	(0) 0	(100) 1,211	(85) 1,029	(85) 1,026	(0) 2	(0) 1
なし	(100) 492	(91) 449	(91) 449	(0) 0	(0) 0	(100) 514	(92) 471	(91) 468	(1) 2	(0) 1
びわ	(100) 226	(81) 184	(81) 184	(0) 0	(0) 0	(100) 160	(86) 138	(85) 136	(0) 1	(0) 1
合計	(100) 17,882	(88) 15,810	(81) 14,192	(7) 1,601	(0) 17	(100) 1,8230	(90) 16,490	(83) 15,234	(7) 1,229	(1) 27

※ オリーブの令和12年度数値は未設定。

表8 選果施設の整備

項 目	選別方式	平成30年度(現状)			令和12年度(目標)		
		施設数	年間 処理量	1ヶ所当 り平均年間 稼働日数	施設数	年間 処理量	1ヶ所当 り平均年間 稼働日数
かんきつ 類	ドラム式	ヶ所 1	t 134	日 90	ヶ所 1	t 150	日 90
	光線式(糖度熟度) +カラーグレーダー	2	4,146	290	2	5,350	290
	計	3	4,280	—	3	5,500	—
もも	重量式	1	15	25	1	15	25
	光線式(糖度熟度) +カラーグレーダー	2	498	95	2	635	95
	計	3	513	—	3	650	—
キウイ フルーツ	重量式	5	352	205	4	290	145
	光線式(形状)	—	—	—	1	150	80
	計	5	352	—	5	440	-
かき	重量式	1	75	80	1	70	80
	カラーグレーダー	1	209	90	1	210	90
	光線式(糖度熟度)	1	60	30	1	140	90
	計	3	344	—	3	420	—
なし	光線式(糖度熟度)	1	386	60	1	400	60

※ 光線式(形状)は、外観品質(大きさ、変形度など)を光線照射により測定するもの(重量除く)。

光線式(糖度熟度)は、いわゆる光センサーによる選果機である。

カラーグレーダーは、カラーカメラにより階級判別をするもの(等階級、傷、色合い)。

VI その他必要な事項

1 食の安全・安心に関する取組みの推進

果実の需要拡大に向けた食べ方提案や輸出など、新たな販路開拓が必要となるなか、生産物における安全・安心の確保に関しては、行政の施策のみならず、果樹生産者をはじめとする食品関連事業者、行政、消費者がそれぞれの役割の中で責務を果たすことや相互の連携、情報共有がますます重要となってくる。

このため、本県の実情を踏まえて「香川県農林水産物の安全・安心確保計画」に基づき、適正な食品表示の徹底やトレーサビリティ、農業生産工程管理(GAP)の導入の推進を図る。

また、堆肥の施用など、果樹生産の基盤となる土作りを基本とし、化学合成農薬を減少させるフェロモン剤や防ガ灯などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。

2 バイオマスの活用

剪定枝などのバイオマスについては、堆肥等への活用を推進し、環境負荷の低減を図るなど、循環型社会の形成をめざす。

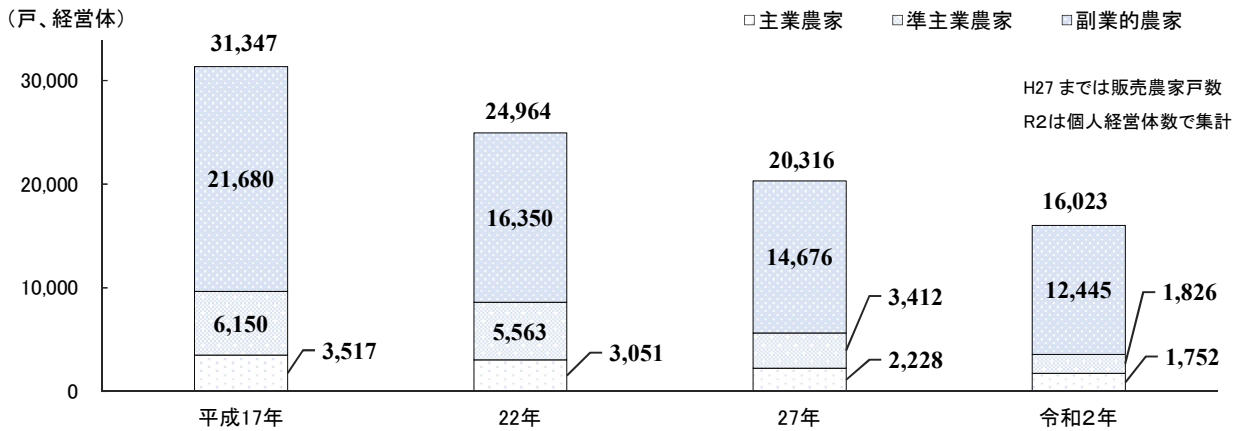
3 その他

果樹農業をめぐる情勢が急激に変化していることに対応して、適宜、果樹農業振興協議会において本計画内容の追加、変更、廃止など、必要な見直しを行うこととする。

【参考資料】

(1) 農家数

令和2年の県内の総農家数は16,023戸であり、平成22年からの10年間で8,941戸減少(36%減)している。

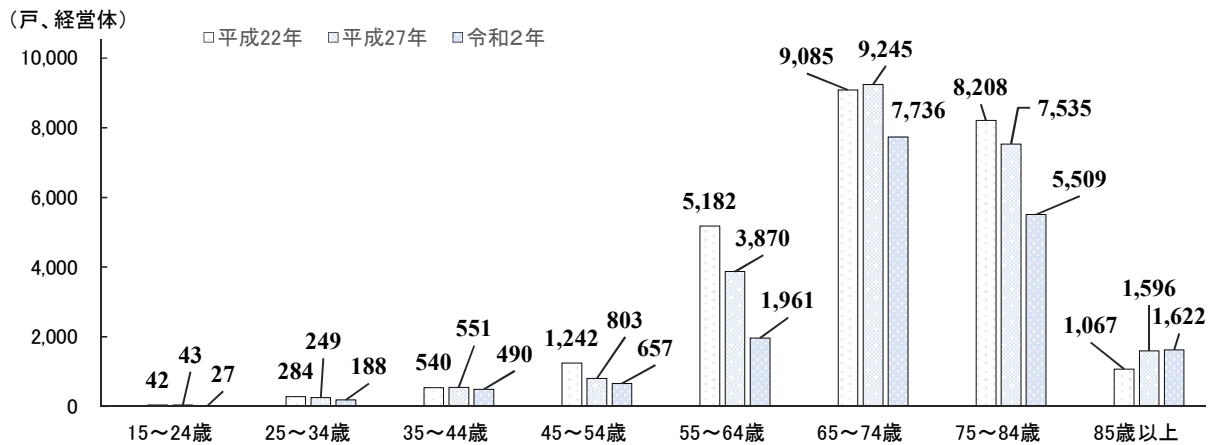


資料: 農林水産省「農林業センサス」

農家数の推移

(2) 農業就業人口と基幹的農業従事者

基幹的農業従事者は平成22年からの10年間で7,460人減少(29%減)しており、平均年齢は71.3歳(全国67.8歳)となっている。



資料: 農林水産省「農林業センサス」

年齢階層別の基幹的農業従事者数

(3) 栽培経営体

販売目的で栽培する果樹の経営体数は、うんしゅうみかん生産者が全体の48.9%を占めている。

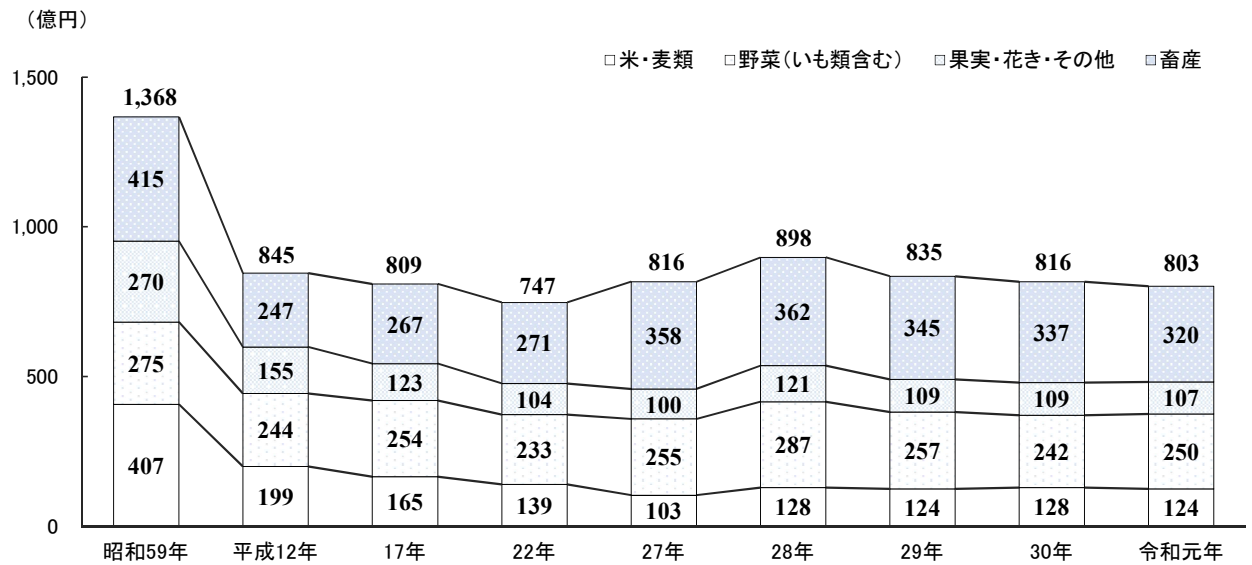
販売目的で栽培する果樹の経営体数(令和2年)

品目	うんしゅうみかん	ぶどう	もも	かき	キウイフルーツ	合計
栽培実経営体数(戸)	1,029	380	300	218	115	2,105

資料: 農林水産省「農林業センサス」

(4) 農業産出額

本県の農業産出額全体は、昭和 59 年をピークとして、長期にわたり減少していたが、近年は横ばいで推移しており、令和元年の農業産出額は 803 億円となっている。うち、果実は 63 億円である。

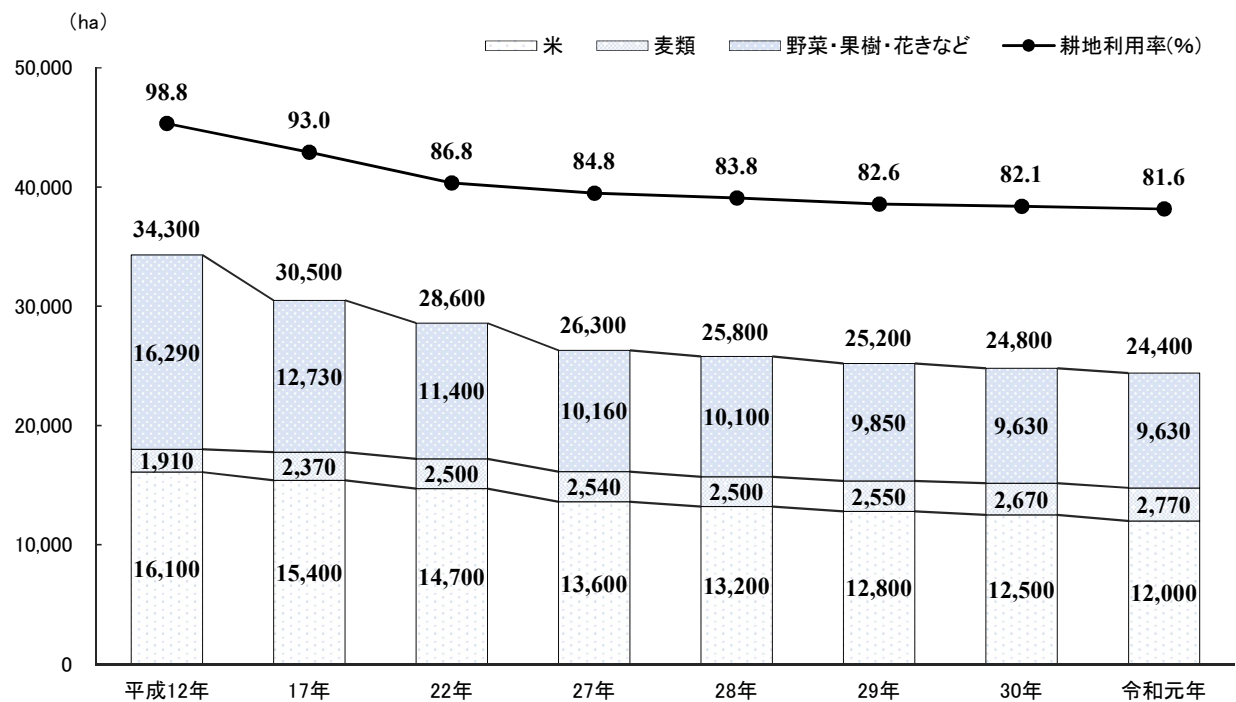


資料: 農林水産省「生産農業所得統計」

農業産出額の推移

(5) 作付延べ面積と耕地利用率

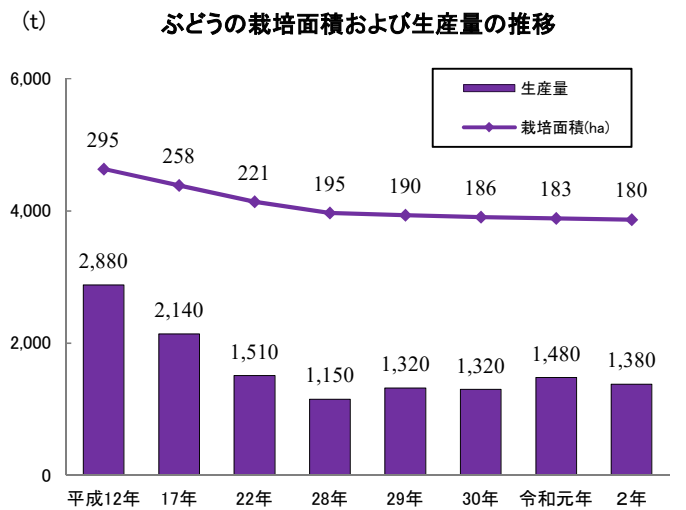
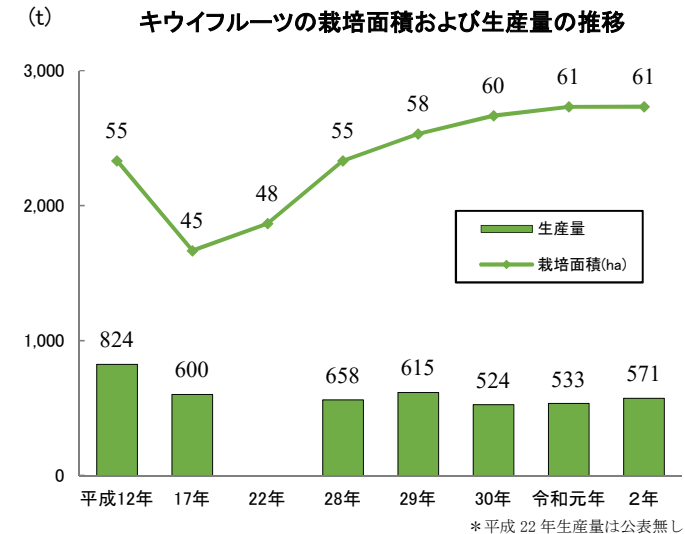
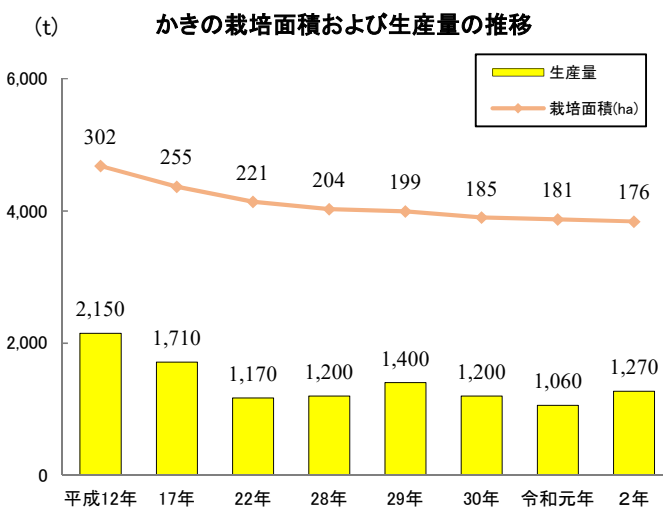
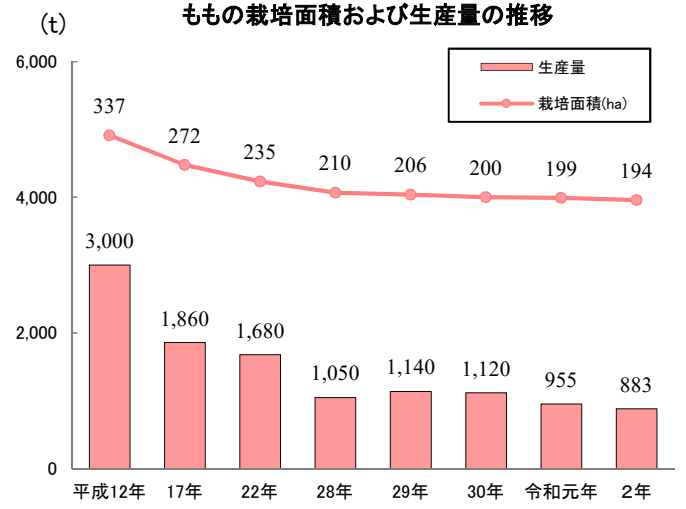
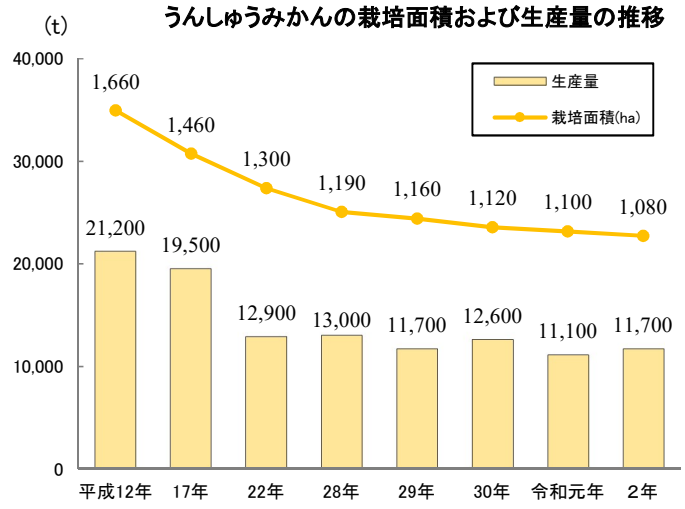
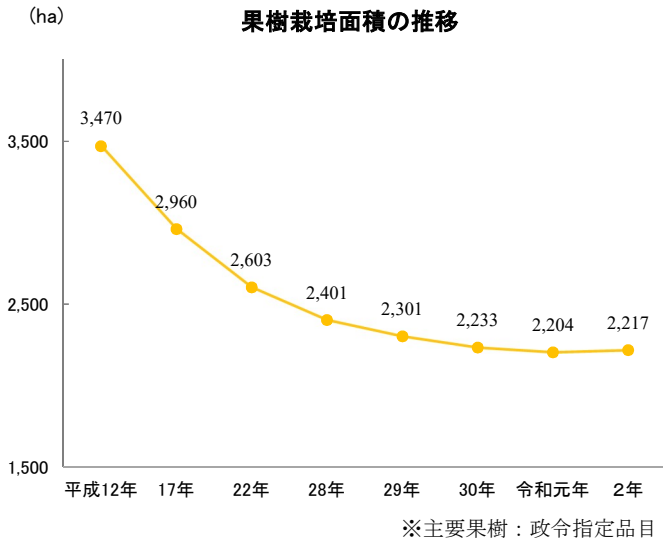
本県の作付延べ面積は年々減少しており、令和元年は 24,400ha となっている。耕地利用率は近年 80% 台前半(全国 91.4%)で推移している。



資料: 農林水産省「面積調査」

作付延べ面積および耕地利用率の推移

(6) 果樹の生産状況



資料：農林水産省「作況調査(果樹)」、「面積調査」

かがやくけん、かがわけん。

香川県